

# 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律案要綱

## 第一　題名、目的の改正

一　題名を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改めること。　　（題名関係）

二　この法律の目的に、鳥獣の管理を図ることを加えること。

（第一条関係）

## 第二　定義の追加

一　この法律において鳥獣について「保護」とは、生物の多様性の確保、生活環境の保全又は農林水産業の健全な発展を図る観点から、その生息数を適正な水準に増加させ、若しくはその生息地を適正な範囲に拡大させること又はその生息数の水準及びその生息地の範囲を維持することをいうものとすること。

（第二条第二項関係）

一　この法律において鳥獣について「管理」とは、生物の多様性の確保、生活環境の保全又は農林水産業の健全な発展を図る観点から、その生息数を適正な水準に減少させ、又はその生息地を適正な範囲に縮小させることをいうものとすること。

（第二条第三項関係）

三　この法律において「希少鳥獣」とは、国際的又は全国的に保護を図る必要があるものとして環境省令

で定める鳥獣をいうものとすること。

（第一条第四項関係）

四 この法律において「指定管理鳥獣」とは、希少鳥獣以外の鳥獣であつて、集中的かつ広域的に管理を図る必要があるものとして環境省令で定める鳥獣をいうものとすること。  
（第二条第五項関係）

### 第三 施策体系の整理

一 環境大臣が定めるものとされている鳥獣の保護を図るための事業（以下「鳥獣保護事業」という。）を実施するための基本的な指針を、鳥獣の保護及び管理を図るための事業（以下「鳥獣保護管理事業」という。）を実施するための基本的な指針と改めること。  
（第三条関係）

二 都道府県知事が定めるものとされている鳥獣保護事業の実施に関する計画を、鳥獣保護管理事業の実施に関する計画と改めること。  
（第四条関係）

三 都道府県知事は、当該都道府県の区域内において、その生息数が著しく減少し、又はその生息地の範囲が縮小している鳥獣（希少鳥獣を除く。）の保護に関する計画である第一種特定鳥獣保護計画及びその生息数が著しく増加し、又はその生息地の範囲が拡大している鳥獣の管理に関する計画である第二種特定鳥獣管理計画を定めることができるものとすること。  
（第七条及び第七条の二関係）

四 環境大臣は、希少鳥獣の保護に関する計画である希少鳥獣保護計画及び特定の地域において、その生息数が著しく増加し、又はその生息地の範囲が拡大している希少鳥獣の管理に関する計画である特定希少鳥獣管理計画を定めることができるものとすること。  
（第七条の三及び第七条の四関係）

#### 第四 指定管理鳥獣捕獲等事業の創設

一 都道府県知事は、第二種特定鳥獣管理計画に基づき指定管理鳥獣の捕獲等をする事業（以下「指定管理鳥獣捕獲等事業」という。）を実施しようとするとときは、指定管理鳥獣捕獲等事業に関する実施計画（以下「実施計画」という。）を定めるものとすること。  
（第十四条の二第一項関係）

二 国の機関は、あらかじめ実施計画に適合する旨の都道府県知事の確認を受けて、当該実施計画に従つて指定管理鳥獣捕獲等事業を実施することができるものとすること。  
（第十四条の二第五項関係）

三 都道府県知事又は二の確認を受けた国の機関は、指定管理鳥獣捕獲等事業の全部又は一部について、第五の三の認定鳥獣捕獲等事業者等に対し、その実施を委託することができるものとすること。

（第十四条の二第七項関係）

四 指定管理鳥獣捕獲等事業として実施する行為については、以下のとおりとすること。

1 第八条の鳥獣の捕獲等の禁止に係る規定は適用しないものとすること。

(第十四条の二第八項第一号関係)

2 捕獲等をした鳥獣を、当該捕獲等をした場所に放置することが、生態系に重大な影響を及ぼすおそれがなく、かつ、指定管理鳥獣捕獲等事業の実施に当たつて特に必要があると認められる場合は、第十八条の鳥獣の放置等の禁止に係る規定は適用しないものとすること。

(第十四条の二第八項第一号関係)

3 三により委託を受けた第五の三の認定鳥獣捕獲等事業者（日出前又は日没後においてする銃猟（以下「夜間銃猟」という。）をする際の安全管理を図るための体制が基準に適合するものに限る。）が、夜間銃猟をするに当たり適切な措置を講じていることについて、都道府県知事の確認を受け、かつ、その確認を受けたところに従つて、その確認を受けた夜間銃猟をする場合は、第三十八条第一項の夜間銃猟の禁止に係る規定は適用しないものとすること。

(第十四条の二第八項第二号関係)

五 指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する都道府県、二の確認を受けた国の機関又は三により委託を受けた第五の三の認定鳥獣捕獲等事業者等は、第九条第一項の規定による都道府県知事の許可を受けた者とみ

なして、第九条第八項その他の規定を適用するものとすること。

（第十四条の二第九項関係）

## 第五 鳥獣捕獲等事業の認定制度の導入

一 鳥獣の捕獲等をする事業（以下「鳥獣捕獲等事業」という。）を実施する者（法人に限る。）は、当該鳥獣捕獲等事業が二の基準に適合していることにつき、都道府県知事の認定を受けることができるものとすること。

（第十八条の二関係）

二 都道府県知事は、次に掲げる基準（夜間銃猟をしない場合にあっては、2を除く。）に適合しているときでなければ、一の認定をしてはならないものとすること。

（第十八条の五関係）

1 鳥獣の捕獲等（夜間銃猟を除く。）をする際の安全管理を図るための体制が、基準に適合するものであること。

2 夜間銃猟をする際の安全管理を図る体制が、基準に適合するものであること。

3 鳥獣捕獲等事業に従事する者が、適正かつ効率的に鳥獣の捕獲等をするために必要な技能及び知識を有する者として基準に適合する者であること。

4 鳥獣捕獲等事業に従事する者に対する研修の内容が、適正かつ効率的に鳥獣の捕獲等をするために

必要な技能及び知識の維持向上に適切かつ十分なものであること。

5 その他適正かつ効率的に鳥獣捕獲等事業を実施するために必要なものとして定められる基準に適合するものであること。

三 一の認定を受けた者（以下「認定鳥獣捕獲等事業者」という。）でない者は、認定鳥獣捕獲等事業者という名称又はこれと紛らわしい名称を用いてはならないものとすること。 （第十八条の九関係）

四 一の認定を受けた鳥獣捕獲等事業に従事する者であつて、狩猟について必要な適性を有することが確認された者については、狩猟免許の更新時の適性試験を免除するものとすること。

（第五十一条第二項ただし書関係）

## 第六 住居集合地域等における麻酔銃猟の許可

鳥獣による生活環境に係る被害の防止の目的で、麻酔銃を使用した鳥獣の捕獲等をしようとする者であつて、都道府県知事の許可を受けた者がする捕獲等については、住居集合地域等における銃猟の禁止に係る規定は適用しないものとすること。 （第三十八条第二項ただし書及び第三十八条の二関係）

## 第七 網猟免許及びわな猟免許の取得年齢の引き下げ

網猟免許及びわな猟免許を取得できない年齢を、二十歳未満から十八歳未満に引き下げるものとすること。

(第四十条関係)

## 第八 公務所等への照会

環境大臣及び都道府県知事は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、公務所等に照会して必要な事項の報告を求めることができるものとすること。  
(第七十五条の二関係)

## 第九 施行期日等

一 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。ただし、第八については、公布の日から施行すること。  
(附則第一条関係)

二 この法律の施行に伴う所要の経過措置について定めること。  
(附則第二条から第十七条まで関係)

三 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとすること。  
(附則第十八条関係)

四 その他所要の改正を行うこと。

(附則第十九条から第二十四条まで関係)